

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-167100

(P2004-167100A)

(43) 公開日 平成16年6月17日(2004.6.17)

(51) Int. Cl.⁷

A61G 7/05

F I

A61G 7/04

テーマコード(参考)

4C040

審査請求 有 請求項の数 5 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2002-338505 (P2002-338505)

(22) 出願日 平成14年11月21日(2002.11.21)

(71) 出願人 302048223

園部 照夫

千葉県市川市宮久保二丁目2番9号

(74) 代理人 100062476

弁理士 原田 信市

(72) 発明者 園部 照夫

千葉県市川市宮久保二丁目2番9号

Fターム(参考) 4C040 AA01 GG03

(54) 【発明の名称】 褥瘡防止クッション

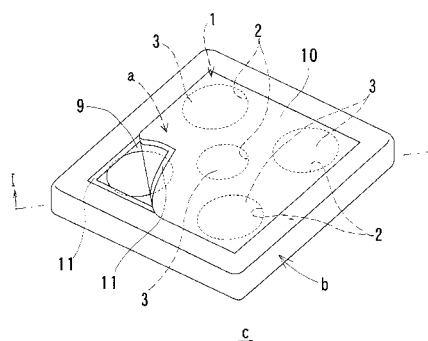
(57) 【要約】

【課題】患部に緩衝体が当接しないようにした褥瘡防止クッションの提供。

【解決手段】複数の弾性材料を積層した積層弾性材製の主体部1に、窓孔2...を該主体部1の上下面に貫通させて形成するとともに、該窓孔2...に嵌合部材3...を取り外し自在に嵌合させてなる緩衝体a, aを、上面に開口させた取出窓孔9を蓋材10によって開閉自在にしたクッションカバーbに収容してなる褥瘡防止クッション。

。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の弾性材料を積層した積層弾性材製の主体部に、窓孔を該主体部の上下面に貫通させて形成するとともに、該窓孔に嵌合部材を取り外し自在に嵌合させてなる緩衝体を、上面に開口させた取出窓孔を蓋材によって開閉自在にしたクッションカバーに收容してなることを特徴とする褥瘡防止クッション。

【請求項 2】

積層弾性材が、上層，中層および下層からなり、それらのうち中層の硬度が最も高いことを特徴とする請求項 1 記載の褥瘡防止クッション。

【請求項 3】

積層弾性材の上層の硬度が下層の硬度よりも低いことを特徴とする請求項 2 記載の褥瘡防止クッション。

【請求項 4】

積層弾性材の任意の層に多数の細孔を穿設したことを特徴とする請求項 1，2 または 3 記載の褥瘡防止クッション。

【請求項 5】

上下面の柔軟材料の間に肉薄の弾性材料を内包してなる底敷材を、上記緩衝体の下側に收容してなることを特徴とする請求項 1，2，3 または 4 記載の褥瘡防止クッション。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は褥瘡防止クッションに関する。

【0002】

【従来の技術】

褥瘡（いわゆる床擦れ）は、ベッドや椅子の上で頻繁に姿勢を変えることができないときに、身体の特定の部位が長時間にわたって圧迫されることによって発生する。

この褥瘡を防止するためのクッションとして、環状の緩衝体からなるドーナツ状のものが知られている。

このクッションは、上記緩衝体によって身体の特定の部位、特に患部に加わる体圧を緩衝して褥瘡の発生や悪化を防止することができるものと認められる（たとえば、特許文献 1 参照。）。

【0003】

【特許文献 1】

登録実用新案第 3031011 号公報（第 1，3 図）

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかし、特に患部は、緩衝体に所要の緩衝作用があるとしても、その緩衝体に当接すること自体で痛みを感じるようなことがあるが、上記ドーナツ状のクッションでは、上記患部を中央孔に一致する状態にして使用しない限り、その他の部分では上記患部に当接せざるを得ないから使用上不都合であった。

また、上記ドーナツ状のクッションのように中央孔を備えていない形状のものでも、緩衝体が患部の全体に当接することとなるから、同様の不都合があった。

【0005】

そこで本発明は、上記の不都合を解消して患部に緩衝体が当接しないようにした褥瘡防止クッションを提供することを目的とする。

【0006】

【課題を解決するための手段】

請求項 1 記載の本発明褥瘡防止クッションは、複数の弾性材料を積層した積層弾性材製の主体部 1 に、窓孔 2 ... を該主体部 1 の上下面に貫通させて形成するとともに、該窓孔 2 ... に嵌合部材 3 ... を取り外し自在に嵌合させてなる緩衝体 a，a を、上面に開口させた取

10

20

30

40

50

出窓孔 9 を蓋材 10 によって開閉自在にしたクッションカバー b に収容してなる。

【0007】

請求項 2 記載の本発明は、積層弾性材が、上層 4、中層 6 および下層 5 からなり、それらの中で中層 6 の硬度が最も高い請求項 1 記載の褥瘡防止クッションである。

【0008】

請求項 3 記載の本発明は、積層弾性材の上層 4 の硬度が下層 5 の硬度よりも低い請求項 2 記載の褥瘡防止クッションである。

【0009】

請求項 4 記載の本発明は、積層弾性材の任意の層に多数の細孔 15 ... を穿設した請求項 1、2 または 3 記載の褥瘡防止クッションである。

10

【0010】

請求項 5 記載の本発明は、上下面の柔軟材料の間に肉薄の弾性材料を内包してなる底敷材 13 を、上記緩衝体 a、a の下側に収容してなる請求項 1、2、3 または 4 記載の褥瘡防止クッションである。

【0011】

【発明の実施の形態】

以下、まず本発明の第 1 実施形態に係る褥瘡防止クッションについて図 1 ~ 4 を参照し詳しく説明する。

【0012】

a はスポンジ等の弾性材料を積層した積層弾性材製で肉厚方形板状の主体部 1 に開設した複数の円形状の窓孔 2 ... を該主体部 1 の上下面に貫通させて形成するとともに、その窓孔 2 ... の各々に該窓孔 2 ... と同形同大の嵌合部材 3 ... を取り外し自在に嵌合させてなる緩衝体である。

20

【0013】

上記積層弾性材は、互いに硬度を異にする板状の弾性材料を 3 層に積層するとともに、それらを接着し一体化してなるもので、上記の 3 層は、上層 4 の硬度を下層 5 の硬度よりも低くし、中層 6 の硬度をその下層 5 の硬度よりも高くしてある。

このように硬度を異にする弾性材料を積層しているのので、下層 5、中層 6 が変形しない程度の小さな押圧力が外部から加えられたときには上層 4 のみはその押圧力に応じて変形して緩衝作用をする一方、上、下層 4、5 が完全に圧潰されるような大きな押圧力が加えられたときには中層 6 がその押圧力に応じて変形して緩衝作用をする。

30

上記積層弾性材は、上記の各層 4 ~ 6 の硬度および厚さを適宜変更することによって、所要の硬度のものを作製することができる。

【0014】

上記嵌合部材 3 ... は、上記主体部 1 と同じく積層弾性材からなるものであって、上記窓孔 2 ... をたとえば打ち抜き形成するときに得られる打ち抜き片をもってあてることができる。それらの一側面には取出用溝 7 ... を刻設し、それらを上記窓孔 2 ... から取り出す際には、そこに指をかけて簡単に取り出すことができるようにしてある。

【0015】

上記主体部 1 および各嵌合部材 3 ... の下面には、係止手段として、たとえばベルベットファスナー（いわゆるマジックテープ（登録商標））の掛け側ベルベット 8 ... を取り付けてある。その取付けは、上記嵌合部材 3 ... を上記窓孔 2 ... に嵌合させたときに、該掛け側ベルベット 8 ... が全体として X 字状となる配置にして行っている。

40

【0016】

なお、上記窓孔 2 ... および嵌合部材 3 ... の数、大きさ、形状は任意のものとし、たとえば、図 4 に示した緩衝体 a のように、大きく開口させた窓孔 2 内に大きさ、形状の異なる複数の嵌合部材 3 ... を嵌合させたものとし、することができる。

【0017】

b は布帛、皮革等の柔軟材料、より好ましくは任意の方向に伸縮自在な伸縮性材料からなるクッションカバーであり、本発明褥瘡防止クッション c は、上記緩衝体 a を該クッショ

50

ンカバー b に收容してなるものである。

【0018】

このクッションカバー b は上記緩衝体 a を收容できる大きさにした平面方形の袋状のもので、その上面中央に該緩衝体 a を出し入れするための方形の取出窓孔 9 を開口させている。

10 は、その 1 辺を上記取出窓孔 9 の縁部に縫合することによって該クッションカバー b に取り付けてある方形の蓋材である。該蓋材 10 の残り 3 辺は、その蓋材 10 の縁部と上記取出窓孔 9 の縁部とに取り付けた一对のベルベットファスナー 11 で止着できるようになっており、上記取出窓孔 9 はこの蓋材 10 によって開閉自在とされている。

なお、上記の縫合した 1 辺にもベルベットファスナーを取り付けて 4 辺すべてをベルベットファスナーで止着してもよい。

10

【0019】

このクッションカバー b 内には、該緩衝体 a の主体部 1 および各嵌合部材 3 ... の下面に取り付けた掛け側ベルベット 8 ... と対になるベルベットファスナーの受け側ベルベット 12 ... が該掛け側ベルベット 8 ... と対応する X 字状の配置で取り付けられている。

【0020】

このクッションカバー b への上記緩衝体 a の收容は、前者の受け側ベルベット 12 ... に後者の掛け側ベルベット 8 ... を係合させ、前者によって後者の底面、側面および上面外周部分を被覆するとともに、前者の取出窓孔 9 を蓋材 10 で閉じて後者の上面中央部分を被覆するようにして行う。

20

【0021】

上記構成の本発明褥瘡防止クッション c は、通常は上記收容状態において床やベッドあるいは各種の椅子に横臥したり座ったりするときに、マットあるいは座布団として敷いて使用することができるものであるが、特に、クッションカバー b 内の上記緩衝体 a が患部に当接しないように、その患部に対応する位置の嵌合部材 3 ... を取り外し、窓孔 2 ... を開口させることができるようにしたことを重要な点とする。

また、上記蓋材 10 を伸縮性材料からなるものとすれば、該蓋材 10 は開口させた上記窓孔 2 ... に対応する箇所において突っ張ることなく、患部とともにその窓孔 2 ... 内に伸長するので、その患部を圧迫することがない。

さらに、その嵌合部材 3 ... の取り外しは、蓋材 10 を開けて、上面に開口した取出窓孔 9

30

を通じて行うことができるので簡単である。

【0022】

次に、本発明の第 2 実施形態に係る褥瘡防止クッションについて図 5, 6 を参照して説明する。

本実施形態に係る褥瘡防止クッション d は、上記第 1 実施形態の褥瘡防止クッション c のクッションカバー b 内の底面に取り付けていた受け側ベルベット 12 ... を省略し、上記緩衝体 a の下側に底敷材を收容していることにおいて相違するのみである。そこで、同一の部分には同一符号を付して説明を省略し、以下にはその相違する点についてだけ説明する。

【0023】

40

13 は、上下面の柔軟材料の間に上記主体部 1 にくらべてはるかに肉薄のスポンジ等の弾性材料を内包してなる方形の底敷材である。その上面には、上記緩衝体 a の主体部 1 および各嵌合部材 3 ... の下面に取り付けた掛け側ベルベット 8 ... と対になるベルベットファスナーの受け側ベルベット 14 ... が、該掛け側ベルベット 8 ... に対応する X 字状の配置で取り付けられている。

【0024】

この底敷材 13 は、上記受け側ベルベット 14 ... と掛け側ベルベット 8 ... を係合させ、上記緩衝体 a をその上側に重合した状態で上記クッションカバー b 内に收容されているもので、これにより、褥瘡防止クッション d は、緩衝体 a のみを收容した上記第 1 実施形態のものよりその緩衝作用を高めたものとなる。

50

また、この底敷材 1 3 は、上記窓孔 2 ... の底を塞ぐ状態となるので、この褥瘡防止クッション d を、その所要位置の嵌合部材 3 ... を取り外して使用している場合において、緩衝体 a が体重等で極度に圧潰されたときにもなお、所要の緩衝作用をする。

【0025】

なお、上記各実施形態においては、緩衝体 a の表面、すなわち上層 4 の表面に凹凸を設けることも好ましい。この凹凸により、身体への圧迫感を軽減でき、また、熱や湿気を逃がすことができる。

【0026】

また、上記緩衝体 a の積層弾性材の構造も適宜変更することができる。上記では 3 層それぞれの硬度が異なるようにしたが、上層 4 と下層 5 とは、中層 6 よりも硬度の低いものであればよく、上、下層 4, 5 の硬度を等しくしてもよい。

10

さらに、たとえば図 7 (a) に示すように任意の層に多数の細孔 1 5 ... を穿設したものとすることにより、柔軟性を増すことができる。そのほか、図 7 (b) のように、たとえば 4 層を積層したものとすることも好ましい。

【0027】

上記嵌合部材 3 ... は必ずしも積層弾性材製のものとする必要はなく、該積層弾性材よりも硬度の高い材料により製作することができる。

図 8 (a) に示した嵌合部材 1 6 は、図 8 (b) に示したパイプ状や中空球状に形成された数ミリ程度の大きさのプラスチック製充填材 1 7 ... を袋材に多数充填して、上記窓孔 2 ... に収容できる程度の大きさとしたもので、それは内部の充填材 1 7 ... を流動させることにより自在に変形させることができるが、一つ一つの充填材 1 7 は押圧されてもほとんど弾性変形しない。

20

【0028】

したがって、褥瘡防止クッション c, d の使用時において、身体が過度に沈下してしまう場合に、この嵌合部材 1 6 ... を患部以外の位置に当接するように窓孔 2 ... に嵌合させておくことにより、身体を支持させて過度の沈下を防ぐことができる。

【0029】

【発明の効果】

以上述べたところから明らかなように、本発明褥瘡防止クッションによれば次の効果を奏する。

30

緩衝体を、クッションカバーに収容してなるので、床やベッドあるいは各種の椅子に横臥したり座ったりするときに、マットあるいは座布団として敷いて使用することができる。また、上記緩衝体は複数の弾性材料を積層した積層弾性材からなるので、各層の硬度および厚さを適宜決定することにより所要の硬度のものを作製することができ、その任意の層に多数の細孔を穿設すれば柔軟性を増すこともできる。

さらに、上記緩衝体が主体部に窓孔を上下面に貫通させて形成するとともに、その窓孔に嵌合部材を取り外し自在に嵌合させてなるので、上記緩衝体が患部に当接しないように、患部に対応する位置の上記嵌合部材を取り外して窓孔を開口させることができる。したがって褥瘡の発生の防止およびその悪化の防止に効果的である。

その嵌合部材の取り外しは、クッションカバーの上面に開口させた取出窓孔を通じて行えるので容易である。

40

【0030】

上記緩衝体の下側に底敷材を収容すれば、緩衝作用を高めることができる。その底敷材は上記窓孔の底を塞ぐ状態となるので、所要位置の嵌合部材を取り外して使用している場合において、緩衝体が体重等で極度に圧潰されたときにもなお、所要の緩衝作用をする。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の第 1 実施形態に係る褥瘡防止クッションの斜視図である。

【図 2】図 1 の I - I 線縦断端面図である。

【図 3】本実施形態の緩衝体の斜視図である。

【図 4】緩衝体の他の例の平面図である。

50

【図5】本発明の第2実施形態に係る褥瘡防止クッションの縦断端面図である。

【図6】底敷材の斜視図である。

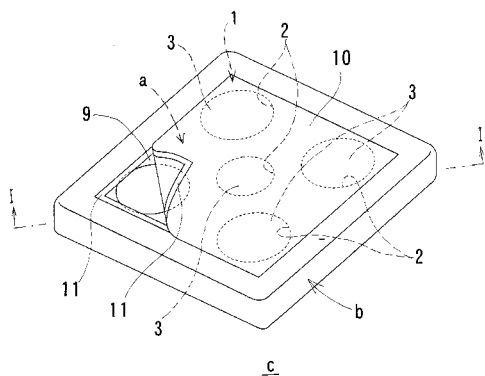
【図7】(a), (b)は、それぞれ緩衝体の他の例の要部縦断面図である。

【図8】(a)は嵌合部材の他の例の斜視図、(b)はその嵌合部材に充填される充填材の拡大斜視図である。

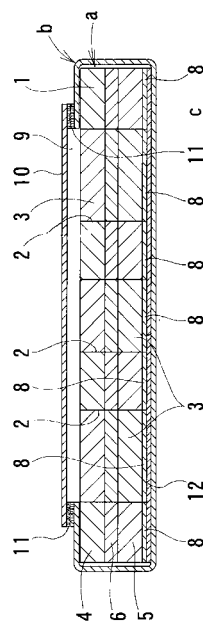
【符号の説明】

- a, a 緩衝体
- b クッションカバー
- c, d 褥瘡防止クッション
- 1 主体部
- 2 窓孔
- 3 嵌合部材
- 4 上層
- 5 下層
- 6 中層
- 9 取出窓孔
- 10 蓋材
- 13 底敷材

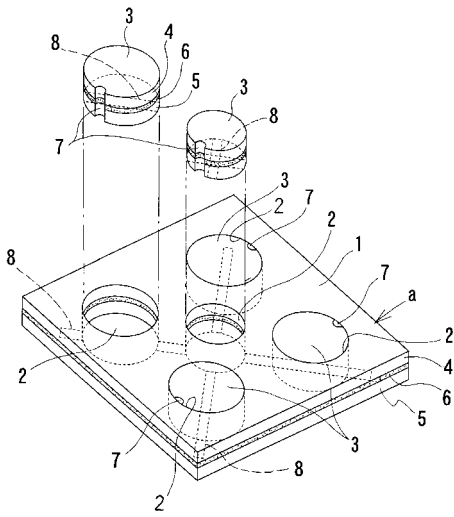
【図1】



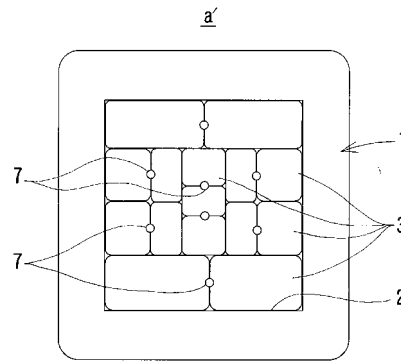
【図2】



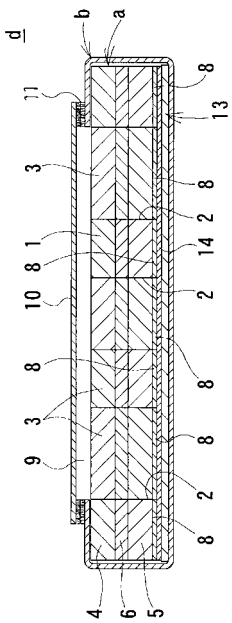
【 図 3 】



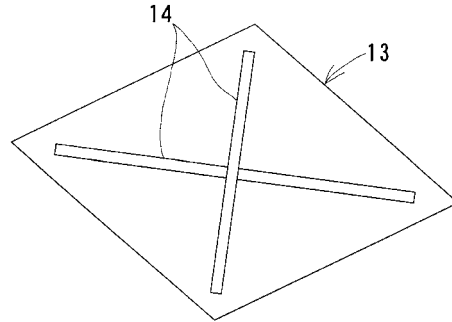
【 図 4 】



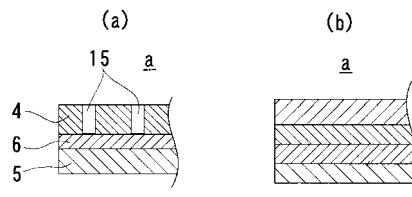
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】

